

令和 3 年度 放課後児童クラブ児童募集要項

書類配布：12月1日(火)より各児童クラブにて配布

施設見学：12月1日(火)～12月12日(土)

受付期間：令和3年1月4日(月)～1月22日(金)

受付場所：入所希望の児童クラブ (※2施設まで申し込み可)

施設見学やお申し込みの際は、マスク着用及び手指消毒等の感染予防対策にご協力ください

放課後児童クラブ(学童)とは

児童福祉法第6条の3第2項に基づき、小学校に就学している子どもであって、その保護者が労働等により、昼間家庭にいないものに、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図るものです。

放課後児童クラブ(学童)の役割

- 子どもたちが“安全で安心してゆったりと過ごせるところ”“楽しみに帰ってこれるところ”“本当の自分でいられる”そんな心地よい『家』のような居場所です。
- 子どもたちの成長と発達を支えるだけでなく、保護者が安心して働き続けられるよう、学校や保護者、また保護者同士も連携をとりあうことで「地域で見守る子育て」の輪も広がります。

対象児童

次のすべての条件に該当する児童は入所申込みができます。

- ① 町内に住所を有し、町内の小学校に通う児童(1年生～6年生)
- ② 保護者が就労や疾病、その他の理由により、昼間家庭にいない児童



保育料及び利用料

月額およそ 10,000 円 程度 ※各施設の運営内容により料金が設定されます。
≪内訳：保育料は人件費や運営費等、利用料はおやつ代や行事費に充てられます≫

利用者負担軽減事業 (対象：町県民税非課税世帯)

保護者の負担軽減を図るため、保育料(上限5,000円)を助成する制度があります。

入所選考

- ・各児童クラブにおいて、入所基準に沿った審査を行い入所調整します。受け入れ状況や詳細については、直接各児童クラブへお問い合わせ下さい。
- ・お申し込みが定員を超える場合は、待機となる場合がありますので予めご了承ください。
- ・定員枠に空きが出るまで待機される方は、改めて待機児童の登録が必要です。

入所申請に必要な書類

- (1) 八重瀬町放課後児童クラブ入所申込書（すべての児童）
 (2) 保護者の状況を証明する書類（下の表の各項目に該当する書類）

※ 保育園、幼稚園申込用の勤務証明書等の写しでもよい。

但し、証明書発行時と、勤務内容等の変更がない場合に限りです。

※ きょうだいで申込みする場合、添付書類はコピーして各々添付してください。



保護者の要件 (父・母・それに代わる方)		提出書類	
① 居宅外労働	会社員 公務員	『勤務証明書』	※勤務先の証明、押印(社印)が必要です。 勤務日が曜日固定でない方は、直近のシフト表を添付
	自営業等	『自営業・農業漁業 従事・内職証明書』 及び 『就労場所の地図』	※次のうち、いずれかひとつ(写し)を 必ず添付してください。 ・開業届出書 ・確定申告書または住民税申告書 ・営業許可証 ・組合等による証明書 ・農家台帳 ・その他勤務実績の分かる書類
② 居宅内労働	自営業等		
	内職		
③ 出産	『親子健康手帳』の写し ※出産予定日が明記されたページ		
④ 育児休業	『勤務証明書』 ※育児休業期間及び復職日を記載		
⑤ 疾病・障害等	疾病	『診断書(保護者用)』	
	障害者	『診断書(保護者用)』または『障害者手帳・療育手帳・障害 年金受給者証』『精神障害者保健福祉手帳』いずれかの写し	
⑥ 看護・介護等	『診断書(看護・介護用)』または『障害者手帳・療育手帳』いずれかの写し		
⑦ 求職中	『求職活動申立書』または『ハローワークカード(写)』 ※入所日までに『勤務証明書(見込)』提出		
⑧ 就学・その他	就学	『就学申立書』と『学生証(在学証明書)』と『時間割表』	
※下記項目に該当する場合は、提出が必要です			
母子・父子家庭等の方	『児童扶養手当証書・母子及び父子家庭等医療費受給者証・離婚日 の記載されている戸籍抄本』のいずれかの写し		
障害のある児童または 福祉サービス利用児童	『障害者手帳・療育手帳・特別児童扶養手当証書・障害基礎年金証 書・精神障害者保健福祉手帳』のいずれかの写し		
生活保護受給世帯	『生活保護受給証明書』		
備考	① 保護者が 育児休業中 の場合、児童の入所希望月までに職場復帰する必要があります。 ② 保育を必要とすると認められた日において、クラブ活動や習い事などにより出席日数が 4週で12日未満が常態となった場合は、利用要件を満たさないため退所の対象となる 場合があります。(児童の疾病や長期入院等による欠席を除く)		